

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

中心市街地の賑わいを増加させるためには、中心市街地へのアクセスの向上及び、中心市街地内部の回遊性の向上が必要となる。

本市においてはモータリゼーション化が進み、中心市街地へのアクセスも自動車を中心となっており、来街を妨げる要因として中心市街地近辺での渋滞や、駐車場の料金の高さがあげられている。そこで、公共交通機関の利便性の向上を図ることにより自動車以外での来街者を増やすとともに、渋滞解消のための道路基盤の整備及び駐車場問題の解決が必要となる。

また、回遊性の向上を図るため、循環まちバス事業の充実に加え、ITを活用したまちなか情報の発信機能を向上させ、来街者に対するサービスの向上を図るものである。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期（年度）	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期（年度）	その他の事項
循環まちバス「く・る・る」運行事業 中心市街地を1乗車100円で走るバスを運行 H14～	浜松市 遠州鉄道株式会社	交通弱者を中心に中心市街地の回遊性を高めるために必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 H19～H23	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

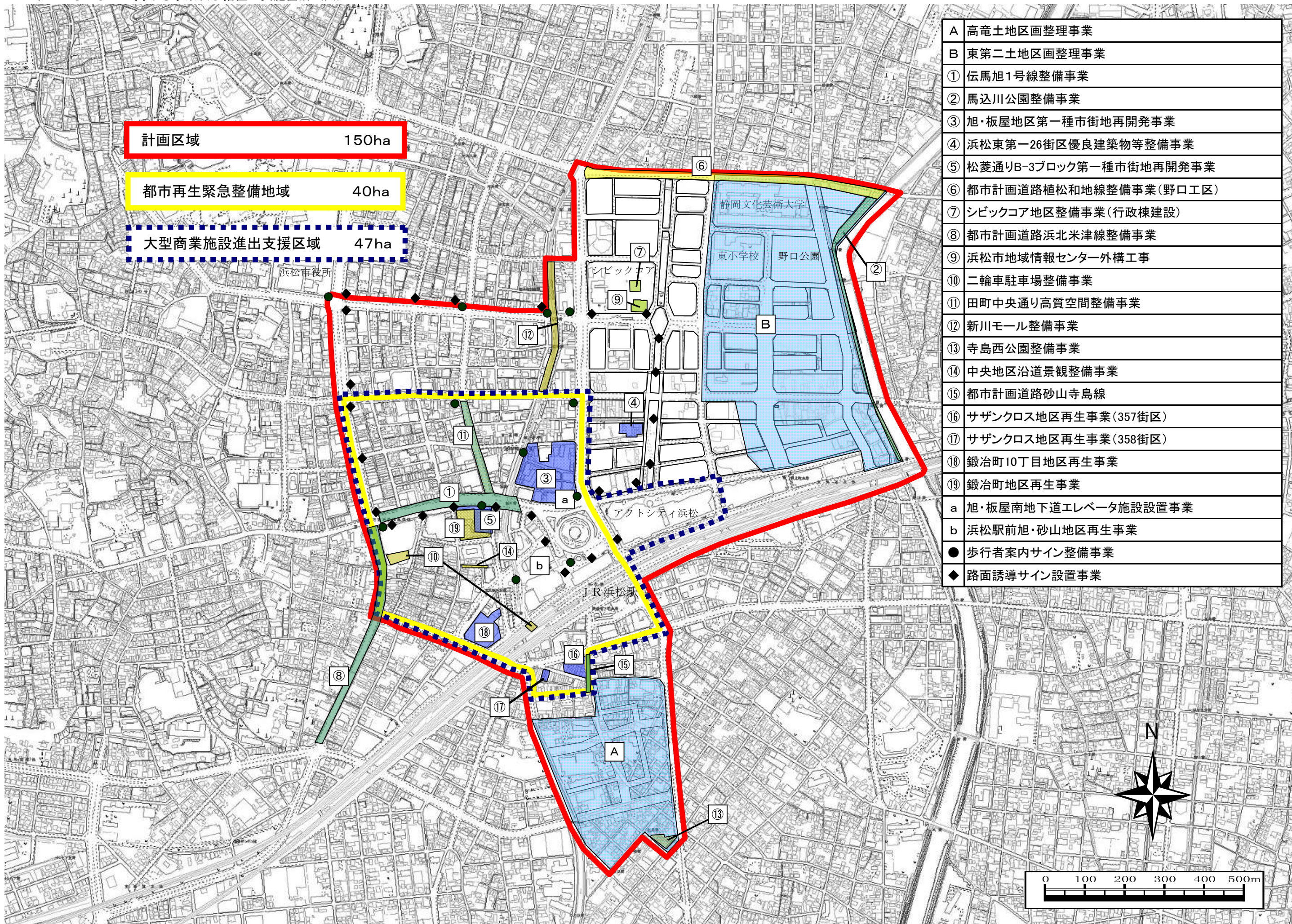
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期（年度）	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期（年度）	その他の事項
オムニバスタウン計画に基づく超低床バス導入等支援事業 超低床バスの車両購入に対する補助 H9～H19	浜松市	バス車両のバリアフリー化を推進し、高齢者、身体障害者などの移動の円滑化を図ることにより、来街者の利便向上を図る。	公共交通移動円滑化設備整備費補助 H9～H19	
オムニバスタウン計画に基づく超低床バス導入事業 超低床バス車両の導入 H9～H19	遠州鉄道株式会社			

(4) 国の支援がないその他の事業 該当なし

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所（図）



A	高竜土地区画整理事業
B	東第二土地区画整理事業
①	伝馬旭1号線整備事業
②	馬込川公園整備事業
③	旭・板屋地区第一種市街地再開発事業
④	浜松東第一26街区優良建築物等整備事業
⑤	松菱通りB-3ブロック第一種市街地再開発事業
⑥	都市計画道路植松和地線整備事業(野口工区)
⑦	シビックコア地区整備事業(行政棟建設)
⑧	都市計画道路浜北米津線整備事業
⑨	浜松市地域情報センター外構工事
⑩	二輪車駐車場整備事業
⑪	田町中央通り高質空間整備事業
⑫	新川モール整備事業
⑬	寺島西公園整備事業
⑭	中央地区沿道景観整備事業
⑮	都市計画道路砂山寺島線
⑯	サザンクロス地区再生事業(357街区)
⑰	サザンクロス地区再生事業(358街区)
⑱	鍛冶町10丁目地区再生事業
⑲	鍛冶町地区再生事業
a	旭・板屋南地下道エレベータ施設設置事業
b	浜松駅前旭・砂山地区再生事業
●	歩行者案内サイン整備事業
◆	路面誘導サイン設置事業